

保護者様

児童の登校の判断、出席停止について

台東区立上野小学校

校長 田中 康雄

日頃より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症における児童の登校の判断については、台東区より以下のような基準が示されています。(台東区のホームページにもガイドラインが掲載されています。)

つきましては、以下の理由で欠席される場合は、裏面にあります「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除願」を登校時に担任へ御提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

台東区立学校園版 感染症対策ガイドラインより抜粋

1. 児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合

各学校園において、当該幼児・児童・生徒に対し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置をとること。この場合、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録をする。なお、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間は、原則として感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間とする。

2. 児童に発熱等の風邪の症状がみられる場合又は

レベル3・レベル2の段階において同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

各学校園において、当該幼児・児童・生徒に対し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置をとること。

※風邪症状に含まれる症状（学校医の指示を仰ぎ、本校では次のように定義しています）

発熱、頭痛、咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感、下痢

レベル3…臨時休業又は分散登校園等が必要であると判断する段階

レベル2…緊急事態宣言が東京都に発令され、教育活動等の制限が必要であると判断する段階

なお、上記以外でも感染症の予防上、出席停止になる場合があります。

都内における感染経路の分からない患者が急激に増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断した場合、保護者が児童を出席させなくても「出席停止」扱いとすることがあります。